

第 4 章 教 職 員

第 1 節 教 職 員 定 数

平成 22 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 校	平成 22 年度 計	平成 21 年度 定 数	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,734	11,772	7,602	2,965	43,073	43,122	▲ 49	
	再 任 用	198	67	199	13	477	371	106	
	非 常 勤	352	297	291	57	997	963	34	
	計	21,284	12,136	8,092	3,035	44,547	44,456	91	
養 護 教 諭	専 任	1,036	454	255	64	1,809	1,815	▲ 6	
	再 任 用	5	2	3	0	10	5	5	
	非 常 勤	—	—	1	—	1	1	0	
	計	1,041	456	259	64	1,820	1,821	▲ 1	
栄 養 教 諭	専 任	83	30	—	7	120	72	48	
	再 任 用	0	0	—	0	0	0	0	
	非 常 勤	—	—	—	—	0	0	0	
	計	83	30	0	7	120	72	48	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任	—	—	—	87	87	87	0	
	再 任 用	—	—	—	0	0	0	0	
	計	—	—	—	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,027	489	562	120	2,198	2,287	▲ 82	
	再 任 用	13	13	—	—	26	3	23	
	嘱 託 員	—	—	67	25	92	46	46	
	計	1,040	502	629	145	2,316	2,329	▲ 13	
実 習 手 助	専 任	—	—	520	59	579	569	10	
	再 任 用	—	—	15	1	16	16	0	
	計	—	—	535	60	595	585	10	
用 務 員	専 任	—	—	227	35	262	281	▲ 19	
	嘱 託 員	—	—	105	14	119	102	17	
	計	—	—	332	49	381	383	▲ 2	
栄 養 職 員		231	62	6	22	321	376	▲ 55	
技 術 職 員	ホ ー イ ー マ ン (専 任)	—	—	—	3	3	4	▲ 1	
	ホ ー イ ー マ ン (再 任 用)	—	—	—	1	1	0	1	
	調 理 員 (専 任)	—	—	53	51	104	103	1	
	調 理 員 (再 任 用)	—	—	0	0	0	1	▲ 1	
	調 理 員 (嘱 託 員)	—	—	5	11	16	16	0	
	介 護 員 (専 任)	—	—	—	131	131	131	0	
	介 護 員 (再 任 用)	—	—	—	5	5	4	1	
	介 護 員 (嘱 託 員)	—	—	—	57	57	55	2	
	船 員	—	—	13	—	13	13	0	
	計	—	—	71	259	330	327	3	
合 計	専 任	23,111	12,807	9,238	3,544	48,700	48,853	▲ 153	
	再 任 用	216	82	217	20	535	400	135	
	非 常 勤 ・ 嘱 託 員	352	297	469	164	1,282	1,183	99	
	計	23,679	13,186	9,924	3,728	50,517	50,436	81	

第 2 節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人 事

平成 23 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1) 人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2) 異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	25	26	329	380
新 任	22	56	444	522
転 任	25	37	756	818
計	72	119	1,529	1,720

中学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	46	12	226	284
新 任	42	91	432	565
転 任	37	13	1,130	1,180
計	125	116	1,788	2,029

小学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	120	42	642	804
新 任	151	139	785	1,075
転 任	61	63	1,839	1,963
計	332	244	3,266	3,842

2 教員採用選考試験

平成 23 年度（平成 22 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

- ア 第 1 次試験 平成 22 年 7 月 21 日
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 22 年 8 月 23 日
 2 日目 平成 22 年 8 月 24 日

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門Ⅰ、教科専門Ⅱ、小論文）、実技試験、クレペリン検査、
口述試験

(3) 選考結果

県立学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	267	243	45	41	建 築	21	19	1	1
地 歴	298	250	26	26	土 木	14	13	2	2
公 民	168	153	10	5	化 工	13	11	2	2
数 学	312	286	58	59	デザイン	8	7	1	1
理 科	294	248	33	32	セラミック	3	3	1	1
音 楽	36	33	2	2	陶 芸	3	2	1	1
美 術	53	47	2	2	農 業	39	39	6	7
保健体育	488	447	35	40	水 産	9	8	3	2
家 庭	84	78	9	11	情 報	63	55	4	5
英 語	307	263	56	55	福 祉	21	19	1	1
商 業	121	112	9	10	看 護	3	3	1	1
機 械	36	33	5	4	高 校 計	2,705	2,407	320	318
電 気	44	35	7	7	特別支援学校	640	591	110	110
					合 計	3,345	2,998	430	428

中学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	285	253	42	42
社 会	525	466	38	38
数 学	311	280	77	77
理 科	240	217	74	74
音 楽	201	170	17	17
美 術	114	102	20	20
保健体育	535	487	44	44
技 術	33	27	10	10
家 庭	59	55	13	13
英 語	538	475	75	75
計	2,841	2,532	410	410

小学校

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,951	2,697	730	730

養護教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
573	522	70	73

栄養教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
148	132	10	10

（注 1）推薦による特別選考試験分を含む。

（注 2）採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

採用者数 = (合格者数) - (合格辞退者数) + (補欠、繰上者数)

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

(単位：人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	3	4	2	1	10
県立学校	4	2	0	3	9
計	7	6	2	4	19

第3節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士3人に顧問を委嘱している。平成22年度における争訟件数は、次のとおりである。

争訟の係属状況

区 分	平成22年度(件数)			
	4/1 現在	増	減	3/31 現在
措置要求	23	69	66	26
不服申立	4	0	1	3
訴 訟	5	27	4	28
計	32	96	71	57

第4節 教 職 員 の 免 許

1 免許状授与件数

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教育職員免許状授与件数

区 分	専修免	1種免	2種免	特免	臨免	計
高等学校	390	4,051	…	1	7	4,449
中学校	285	2,889	141		1	3,316
小学校	90	1,365	377			1,832
幼稚園	7	1,060	1,599	…		2,666
養護教諭	5	215	251	…		471
栄養教諭	3	131	26	…	…	160
特別支援学校	2	186	111	…		299
自立教科等	特別支援学校 (視覚障害者)	…				0
	特別支援学校 (聴覚障害者)	…				0
	自立活動	…	2	…	…	2
計	782	9,899	2,505	1	8	13,195

(注1)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 22 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	2	116
教 職 に 関 する 科 目	11	636
養 護 に 関 する 科 目	1	50
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	6	370
計	20	1,172

2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 22 年度の履修結果は、次のとおりである。

実 施 大 学 玉川大学通信教育部（教育学部教育学科）

期 間 平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで

免許取得者 88 人

第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

1 給与改定について

項 目	改 定 内 容			
1 給料表	人事委員会から勧告された給料表に改める。			
2 期末手当・勤勉手当	(1)年間支給割合を国に準じて 4.15 月分→3.95 月分 (△0.20 月分)に改める。			
		22 年度		
		6 月期	12 月期	計
	期末手当	1.25 月分	1.5→1.35 月分	2.75→2.6 月分
	勤勉手当	0.7 月分	0.7→0.65 月分	1.4 →1.35 月分
	計	1.95 月分	2.2→2.0 月分	4.15→3.95 月分
		23 年度		
		6 月期	12 月期	計
	期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分
	勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分
計	1.9 月分	2.05 月分	3.95 月分	
	(2)再任用職員についても、国に準じて改定する。			
3 改定時期	平成 22 年 4 月 1 日 ただし、2(1)については平成 22 年 12 月 1 日（平成 23 年度以降の支給割合については、平成 23 年 4 月 1 日）			

2 その他の手当の見直しについて

(1) 義務教育等教員特別手当

支給額を改める。

2,900円～11,700円→2,000円～8,000円

改定時期

平成23年1月1日

(2) 給料の調整額

調整数を改める。

1.5→1.25

改定時期

平成23年1月1日

3 退職手当

平成22年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (22.4.1～23.3.31)

区分	退職手当	
	支給人員(人)	支給総額(円)
小学校	1,929	27,551,275,332
中学校	1,050	9,904,640,079
高等学校	902	10,492,757,391
特別支援学校	515	2,136,908,398
計	4,396	50,085,581,200

第7節 退職後の年金及び公務災害補償

1 年金

平成22年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和37年12月1日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区分	支給人員(人)	年金額(円)
普通恩給	59	98,077,173
扶助料	209	327,772,483
普通年金	16	12,087,066
遺族年金	7	4,656,500
計	291	442,593,222

2 公務災害補償

(1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）による損害に対しては、「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 （単位：円）（22.4.1～23.3.31）

区 分		療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公務災害	義務制学校	38,406,599 (208)		12,165,746 (7)	33,159,746 (12)			13,927,444 (32)	97,659,535 (259)
	非義務制学校等	23,732,032 (75)		8,251,536 (4)	30,800,747 (11)			11,639,781 (21)	74,424,090 (111)
	計	62,138,631 (283)		20,417,282 (11)	63,960,493 (23)			25,567,225 (53)	172,083,631 (370)
通勤災害	義務制学校	15,680,747 (9)		14,140,894 (5)	6,078,916 (3)			11,511,695 (15)	47,412,252 (32)
	非義務制学校等	1,528,211 (3)		3,129,400 (2)				625,900 (2)	5,283,511 (7)
	計	17,208,958 (12)		17,270,294 (7)	6,078,916 (3)			12,137,595 (17)	52,695,763 (39)
合 計		79,347,589 (295)	0	37,687,576 (18)	70,039,409 (26)	0	0	37,704,820 (70)	224,779,394 (409)

（注1）（ ）は補償人員

（注2）義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第35号）」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成22年度は、該当者0人

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により、「国（厚生労働省）」が補償を行うこととされている。

平成22年度は、該当者19人。

第 8 節 教 職 員 の 福 利 厚 生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和 37 年 12 月 1 日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成 23 年 3 月末現在の本県における組合員は 51,257 人である。

なお、当支部における平成 22 年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短 期 給 付		福 祉 事 業		介 護 納 付 金	
		掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率
一般組合員	給 料	37.00 (16.88)	37.41 (16.88)	1.65	1.65	4.86	4.86
	期 末 手 当 等	29.60 (13.51)	29.93 (13.51)	1.32	1.32	3.89	3.89
船員組合員	給 料	34.26 (15.63)	47.65 (21.56)	1.65	1.65	4.86	4.86
	期 末 手 当 等	27.41 (12.51)	38.12 (17.24)	1.32	1.32	3.89	3.89

(注 1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に 0.41、期末手当等に 0.33 を含む。

(注 2) () 内に記載の割合は、健康保険法の規定に準じた特定保険料率である。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金などの支出に充てられる部分の率であり、掛金率及び負担金率に含まれる。

平成 22 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	421,022	4,257,803,322
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,393	27,200,868
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	39	1,833,704
家 族 療 養 の 給 付	346,704	3,412,518,648
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,023	30,355,006
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	295	13,712,434
高 額 療 養 の 給 付	1,948	281,464,999
療 養 費	29,120	124,968,526
家 族 療 養 費	16,411	85,735,829
高 額 療 養 費	2,488	209,834,863
薬 剤 支 給	274,638	1,528,082,720
移 送 費	1	4,650
出 産 費	963	402,885,655
家 族 出 産 費	464	195,140,418
埋 葬 料	36	1,800,000
家 族 埋 葬 料	30	1,500,000
計	1,100,575	10,574,841,642

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	765	195,553,277
出 産 手 当 金	0	0
休 業 手 当 金	4	332,117
育 児 休 業 手 当 金	10,300	1,823,660,176
介 護 休 業 手 当 金	115	12,611,082
計	11,184	2,032,156,652

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
弔 慰 金	0	0
家 族 弔 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	3	4,137,625
計	3	4,137,625

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	3,039	118,342,900
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
	出 産 費	952	47,600,000
	家 族 出 産 費	396	19,800,000
	埋 葬 料	35	875,000
	家 族 埋 葬 料	30	750,000
	傷 病 手 当 金	47	14,934,425
	災 害 見 舞 金	5	3,076,951
	結 婚 手 当 金	1,315	105,200,000
	入 院 附 加 金	2,349	13,753,000
小 計	8,168	324,332,276	
一 部 負 担 金 払 戻 金	6,052	215,729,800	
計	14,220	540,062,076	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	94.7125	96.9250	137.7125	139.9250	義務教育職員 140.6
期末手当等	75.77	77.54	110.17	111.94	その他の教職員 81.6

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に42.625、期末手当等に34.1含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375、期末手当等に0.3含む。

平成22年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
退職共済年金	1,285	2,326,258,622
障害共済年金	61	87,759,200
遺族共済年金	27	37,291,000
計	1,373	2,451,308,822
退職届書	916	

(備考)共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成22年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設等利用補助、介護講座、特定健診等事業など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成22年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成23年3月末における貸付残高は、件数で9,498件、金額で335億4,243万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
一 般 貸 付	344	466,400,000
住 宅 貸 付	86	711,000,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	95	194,200,000
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	1	500,000
結 婚 貸 付	28	51,100,000
葬 祭 貸 付	3	4,100,000
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
計	557	1,427,300,000

ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。

平成 22 年度末における共済組合の保有住宅（償還中の住宅）はない。

エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 22 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位：人)

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	19,547	8,683	28,230
宿 泊 外	237,392	44,464	281,856
計	256,939	53,147	310,086

2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されている法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生事業、ニューライフ援助事業を実施している。

(1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 23 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,998 人であった。

役員は、会長、副会長（3 人）、委員（会長及び副会長を含め 9 人）、運営審議会委員（40 人）、及び監事（4 人）の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

(2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金（給料の月額×1/100）及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

ア 福利厚生事業

死亡弔慰金、遺児育英金、人間ドック健診補助事業、体育大会助成事業、生涯設計啓発事業、教育文化事業、選択型福利厚生事業、厚生諸費振替費、傷病手当金、介護手当金、結婚祝金、入学祝金、義務教育終了祝金、身体障害者補装具購入費補助金、療養者見舞事業、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金及び家族医療費補助金

イ ニューライフ援助事業

退会祝金、ライフプラン援助金

ウ 生活向上等事業

生活向上等特別給付金

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 23 年 3 月 31 日現在の加入者数は 34,200 人、貯金残高は 130,153,388,330 円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅を加えた。

平成 23 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 5,420 件

財形年金 4,098 件

財形住宅 1,056 件

第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 22 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前期 イ 後期	平成 22 年度 採用者 "	59 人 56 人	4/8, 20, 21 9/22, 27, 30	3 日 3 日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など) 学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成 11・12 年度採用者	21 人	10/14, 25, 11/9	3 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主 査 研 修 ア 新 任 イ 現 任	平成 22 年度 昇任者 平成 17 年度 昇任者	27 人 27 人	5/27, 31, 6/7 6/10, 24	3 日 2 日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
(4)事 務 長 研 修 ア 新 任 イ 現 任	平成 22 年度 昇任者 事務長全員	23 人 158 人	5/13, 20 11/24	2 日 1 日	事務長としての自覚役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題グループワーク等)
(5)特 別 研 修 コンピュータ研修	希 望 者 " "	22 人 79 人 35 人	6/22 7/8, 12 9/8, 21	1 日 2 日 2 日	表計算基礎コース 表計算応用コース 表計算発展コース
(6)職 場 研 修	平成 22 年度 採用者	58 人	4/1~ 概ね 2 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)